

答 申

審査請求人亡〇〇〇〇地位承継人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人の夫であった〇〇〇〇さん（以下「請求人夫」という。）に対し、令和 2 年 9 月 5 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の違法性、不当性を主張し、その取消しを求めている。

10 月分の保護費が 9 月分より減額され、生活が困難となるため、生活保護費の減額は認められない。

保護決定通知の内容が文面で読みとれない。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 2 月 8 日	諮問
令和 6 年 2 月 7 日	審議（第 8 6 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法 8 条 1 項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法 2 5 条 2 項及び同項において準用する法 2 4 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

2 これを本件についてみると、処分庁は、令和 2 年 8 月 2 7 日厚生労働省告示第 3 0 2 号による改定（以下「本件改定」という。）により保護基準が改定されたことに伴い、請求人世帯に係る保護費の支給額が令和 2 年 1 0 月 1 日より変更されることとなり、変更日を同日として、請求人夫に対し、「基準改定による変更」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分における支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について、本件改正後の保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人世帯の場合、7 0 ～ 7 4 歳・2 人世帯・1 級地—1 の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われており、違算も認められないことから、本件処分は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされたものと認められる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記（第3）のとおり、生活が困難となるため、生活保護費の減額は認められないと主張する。

しかし、上記2で述べたとおり、本件処分は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされたものであるから、違法又は不当なものとは認められない。

また、請求人は、保護決定通知の内容が文面で読みとれないと主張する。

しかし、本件処分は、本件改定後の保護基準どおりの処分を行うものであり、かつ、厚生労働大臣による告示等は保護基準及び本件改定の内容を明確に定めている。したがって、本件処分通知書に保護基準の改定である旨の理由を示すことによって、本件処分通知書とそれ以前の保護変更通知書を比較すれば、本件処分による保護費の増減は本件改定に基づくものであること、及び本件処分による保護費変更の具体的な金額を了知しうることから、被保護者による不服申立ての便宜を損なうものとはいえない。

なお、処分庁は、本件改定の概略を記載した文書を本件処分通知書に同封して、送付しているところである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

羽根一成、加々美光子、青木淳一